

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本題】企業年金に関する税制改正の動向 ..... P1

## 企業年金に関する税制改正の動向

## 1. はじめに

「令和7年度税制改正の大綱」が2024（令和6）12月27日に閣議決定され、同日付で財務省のウェブサイト公表<sup>(※1)</sup>されてから、1年が経過しようとしています。

(※1)「令和7年度税制改正の大綱」が掲載されている財務省のウェブサイトのURLは以下の通りです。  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/07taikou\\_mokuji.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_mokuji.htm)

この「令和7年度税制改正の大綱」は、＜図表1＞に掲げるように、幅広い分野に係る事項が取り上げられています。

## ＜図表1＞「令和7年度税制改正の大綱の概要」で取り上げられている事項(抜粋)

<p><b>個人所得課税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応</li> <li>○ 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ</li> <li>○ NISAの利便性向上</li> <li>○ 子育て支援に関する政策税制</li> </ul> <p><b>資産課税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産税の課税標準の特例措置の延長等</li> <li>○ 事業承継税制における役員就任要件等の見直し</li> <li>○ 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長</li> </ul> <p><b>法人課税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等</li> <li>○ 中小企業経営強化税制の拡充等</li> <li>○ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等</li> <li>○ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等</li> </ul>	<p><b>消費課税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し</li> <li>○ 二輪車の車両区分の見直し</li> </ul> <p><b>国際課税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ グローバル・ミニマム課税への対応</li> </ul> <p><b>防衛力強化に係る財源確保のための税制措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛特別法人税（仮称）の創設</li> <li>○ たばこ税の見直し</li> </ul> <p><b>納税環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子帳簿等保存制度の見直し</li> <li>○ 納税通知書等に係るeTAX経由での送付</li> </ul> <p><b>関税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暫定税率等の適用期限の延長等</li> <li>○ 個別品目の関税率の見直し</li> </ul>
--	--

(出所)「令和7年度税制改正の大綱の概要（令和6年12月27日閣議決定）」（URLは以下の通り）より  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

今回はこの中から、確定給付企業年金（以下、「DB」）や確定拠出年金（以下、「DC」）に関する税制改正の内容について紹介します。

なお、既に関係する政省令が公布されているものもあれば、いつから改正施行されるのか公表されていないものもありますが、「令和7年度税制改正の大綱」によりどの部分が改正されるのかについて、現状のDBやDC（企業型DCとiDeCo（個人型のDC））についての税制と比較しながら説明します。

また、本稿では、事実を紹介している部分以外に、筆者個人の考え方を記載している部分もございますので、その点、ご承知おきいただければと存じます。

## 2. 令和7年度税制改正の大綱におけるDBやDCに関連する事項

「令和7年度税制改正の大綱」自体はA4版で89ページ分のボリュームとなっていますが、冒頭の10行が「前文」です。その「前文」の中に「老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。」と記載されていることから、DCに関する税制改正が主要な改正の1つであることがうかがえます。

DBやDCに係る税制改正の具体的な内容については、主に、「令和7年度税制改正の大綱」の「個人所得課税」の「6 その他（国税）」の「（1）、（4）、（6）」などに記載されています。当該箇所をそのままの形で〈図表2－（ア）〉から〈図表2－（ウ）〉に分けて示したうえで、当該仮称について1つ1つ説明します。

### 〈図表2－（ア）〉DBやDCに係る税制改正の具体的な内容（その1）（「令和7年度税制改正の大綱」より）

#### 6 その他

##### （国税）

（1）確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）

ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。

④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

イ 第一号被保険者 月額7.5万円（現行：月額6.8万円）

ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額2.0万円）

ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。）月額6.2万円（現行：月額2.3万円）

⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円（現行：月額6.8万円）とする。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

（2）～（15）（省略）

（出所）「令和7年度税制改正の大綱」より一部抜粋

### （ア）「6 その他（国税）」の「（1）」に掲げる事項の改正

ここでは、「令和7年度税制改正の大綱」の「前文」にも記載されている「拠出限度額等の引上げ」の具体的な内容を説明している部分です。2024（令和6）年12月26日に開催された第39回「社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）」の「参考資料1」<sup>（※2）</sup>として図解されたものが厚生労働省のウェブサイトに掲載されており、企業年金ノート2025年4月号<sup>（※3）</sup>の【図表6】としても紹介されていますが、次ページの下部に再掲いたします。

（※2）第39回「社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）」の参考資料が掲載されている厚生労働省のウェブサイトのURLは以下の通りです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_48143.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48143.html)

（※3）リソナ銀行発行の「企業年金ノート」2025年4月号を掲載しているウェブサイトのURLは以下の通りです。

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/>

なお、これらの事項のうち、(1)の①の企業型DCのマッチング拠出における要件の廃止や、③のiDeCoの加入可能年齢の引上げについては、2025(令和7)年6月20日に公布された年金制度改革法<sup>(※4)</sup>で既にDC法の該当条文は改正されていますが、施行日を定める政令は、2025(令和7)年11月末日現在、公布されていません<sup>(※5)</sup>。また、(1)の②、④、⑤の拠出限度額の引上げについては、法律(DC法)での定めではなく政令(DC法施行令)での定めである<sup>(※6)</sup>ため、年金制度改革法では該当条文の改正はありません。しかし、厚生労働省のウェブサイトで公表されている「私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール【予定】(2025年7月時点)」<sup>(※7)</sup>から判断すると、①の改正施行日は「2026(令和8)年4月1日」、②以降の改正施行日は「2026(令和8)年12月1日」になるもの<sup>(※8)</sup>と考えられます。

(※4)この法律の正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号)」ですが、本稿では「年金制度改革法」と表現しています。

(※5)年金制度改革法では、これらの事項の改正施行日は、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」と定められており、この改正施行日は、今後、政令として公布されることとなります。

(※6)DCに係る拠出限度額は、「確定拠出年金法(平成13年法律第88号)」(本稿では「DC法」と表記)第20条に「政令に定める額」と定められています。この政令とは、「確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)」(本稿では「DC法施行令」と表記)第11条に詳細に定められています。

(※7)このことが公表されている厚生労働省のウェブサイトのURLは以下の通りです。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

(※8)厚生労働省のウェブサイトで公表されている「私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール【予定】(2025年7月時点)」では、②以降の改正については、「令和9(2027)年の控除分からの実現を目指す」と記載されていますが、令和9(2027)年1月に拠出される分は、令和8(2026)12月分の掛金なので、施行日は「2026(令和8)年12月1日」になるものと考えられます。

「令和7年度税制改正の大綱」で示されたDC拠出限度額見直しの内容(企業年金ノート2025年4月号【図表6】の再掲)

## 令和7年度税制改正における企業年金・個人年金制度の見直しについて

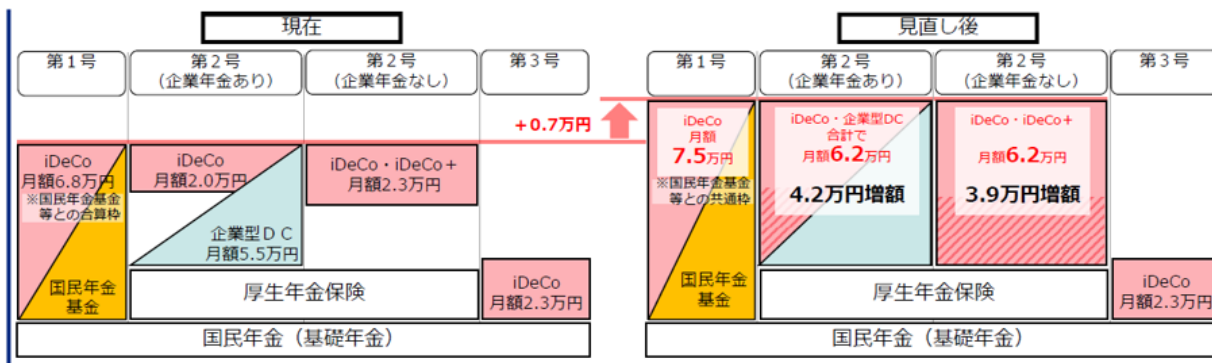
### 1 大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型確定拠出年金(企業型DC)・個人型確定拠出年金(iDeCo)等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

(主な見直し内容)

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる(現行：月額5.5万円)。
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる(現行：月額2.0万円又は2.3万円)。
- 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額7.5万円に引き上げる(現行：月額6.8万円)。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

### 2 制度の内容



(出所)第39回「社会保障審議会企業年金・個人年金部会」の参考資料1の1頁

## <図表2-(イ)>DBやDCに係る税制改正の具体的な内容(その2) (「令和7年度税制改正の大綱」より)

6 その他 (国 税) (1) ~ (3) (省略) (4) 退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。)を除く。)の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年(現行:7年)とする。 (注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。 (5) ~ (15) (省略)
---

(出所)「令和7年度税制改正の大綱」より一部抜粋

### (イ)「6 その他(国税)」の「(4)」に掲げる事項の改正

「会社払いの退職一時金」や「退職を起因としてDBから支給される一時金給付」については、従来より、税法上、退職所得とみなされています。また、その支払を受ける前にも退職所得とみなされるものの支給を受けていた場合であって、その退職所得控除額の算定の基礎となる期間に重複があった場合、従来は「前年以前4年内」の分だけが重複控除の対象とされていたところ、当該前年以前に支給されたもののうち、「DCからの一時金として支給される老齢給付金」に限り、「前年以前9年内」を対象とするように改めるとい主旨の改正です。(前年以前に支給されたものが「会社払いの退職一時金」や「退職を起因としてDBから支給される一時金給付」については「前年以前4年以内」のまま変更はありません。)この部分の法令は、2025(令和7)年3月31日に公布された「所得税法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第120号)」により、2025(令和7)年12月1日を改正施行日とし、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第70条第1項第2号が改正されています。

なお、「企業型DCやiDeCoから老齢給付金として支給される一時金」も、従来より、税法上、退職所得とみなされていて、「企業型DCやiDeCoから老齢給付金として支給される一時金」の支払を受ける前にも退職所得とみなされるものの支給を受けていた場合の退職所得控除額の算定の基礎となる期間に重複があった場合、従来より「前年以前19年内」の分が重複控除の対象とされていたという点についての変更はありません。

## <図表2-(ウ)>DBやDCに係る税制改正の具体的な内容(その3) (「令和7年度税制改正の大綱」より)

6 その他 (国 税) (1) ~ (5) (省略) (6) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行:退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。 (注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。 (7) ~ (15) (省略)
---

(出所)「令和7年度税制改正の大綱」より一部抜粋

### (ウ)「6 その他(国税)」の「(6)」に掲げる事項の改正

退職手当等の支払義務者(DBの場合は業務委託を受けている信託会社や生命保険会社等が該当し、企業型DCの場合は資産管理機関である信託会社や生命保険会社等が該当、iDeCoの場合は国民年金基金連合会が該当)が「退職所得の源泉徴収票」を税務署および市町村へ提出する義務は、従来は、受給者(退職者)が法人の役員である場合に限られていましたが、省令が改正<sup>(※9)</sup>され、受給者が役員か従業員かを問わず、すべての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署および市町村へ提出しなければならないこととなりました。

(※9)「所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)」第94条が改正されています。2026(令和8)年1月1日以後に支払われる退職手当等が対象です。

### 3. 現在のDBやDCに関する税制

DBやDCに関する税制を、拠出時、運用時、給付時に分け、「2. 令和7年度税制改正の大綱におけるDBやDCに関連する事項」で説明した内容がどの部分に影響するのかについて説明します。

現在のDBやDCに関する税制は、〈図表3〉のようになります。

〈図表3〉DBやDCに関する税制(拠出時・運用時・給付時の別)と根拠法令(注1)

	DB(〈 〉内は根拠法令)	企業型DC(〈 〉内は根拠法令)	iDeCo(〈 〉内は根拠法令)
<b>拠出時</b>			
事業主が拠出する分	全額損金 〈税法令135条2号〉	全額損金(注2) 〈税法令135条3号〉	全額損金(注3) 〈税法令135条4号(注4)〉
加入者が拠出する分	生命保険料控除(注5) 〈所得税法76条5項4号〉	小規模企業掛金等控除(注6) 〈所得税法75条2項2号〉	小規模企業掛金等控除(注7) 〈所得税法75条2項2号〉
<b>運用時</b>			
運用収益に係る分	非課税 〈法税法12条〉	同左	同左
年金資産に係る分	特別法人税の課税対象(注8) 〈法税法7条,83条,84条等〉 ただし、2026/3まで凍結中 〈租税法68条の5〉	同左	同左
<b>給付時</b>			
<b>年金給付に係る分</b>			
老齢給付	雑所得の課税対象(注9) 〈所得税法35条〉 公的年金等控除の対象 〈所得税法35条3項3号〉	雑所得の課税対象(注10) 〈所得税法35条〉 公的年金等控除の対象 〈所得税令82条の2 2項6号〉	同左
障害給付	非課税 〈DB法34条2項〉	非課税〈DC法32条2項〉	非課税〈DC法73条〉
遺族給付	相続税の課税対象(注11) 〈相続税法3条1項2号〉	—	—
<b>一時金給付に係る分</b>			
老齢給付	退職所得の課税対象(注9)(注12) 退職所得控除の対象 〈所得税法30条等〉	退職所得の課税対象(注10)(注13) 退職所得控除の対象 〈所得税法30条等〉	同左
脱退一時金	同上	一時所得の課税対象 〈所得税法34条〉	同左
障害給付	非課税〈DB法34条2項〉	非課税〈DC法32条2項〉	非課税〈DC法73条〉
遺族給付 (死亡一時金)	相続税の課税対象 〈相続税法3条1項2号〉	同左	同左

(出所)各種法令を基に、りそな年金研究所作成

(注1)上表で表示している根拠法令の正式名称は以下の通りです。また、条文番号等に記載すべき「第」を省略していません。

法税法: 法人税法(昭和40年法律第34号)、 税法令: 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)  
 所得税法: 所得税法(昭和40年法律第33号)、 所得税令: 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)  
 租税法: 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、 相続税法: 相続税法(昭和25年法律第73号)  
 DB法: 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)、 DC法: 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(注2)(注3)(注6)(注7)拠出限度額があります。詳細は〈図表4〉ご参照。

(注4)「iDeCo」の「事業主が拠出する分」とは、「iDeCo+」導入先の「中小事業主掛金」が該当します。

(注5)他の生命保険料控除の対象と合算したうえで控除額そのものに限度額があります。

(注8)「特別法人税」という用語が法税法に定められているわけではなく、法税法84条に「退職年金等積立金に対する法人税」と定められているように、DBやDCの積立金には通常の法人税とは異なる法人税が課されるという意味での呼称です。

(注9)課税対象となるのは加入者負担相当分を除いた部分です。

(注10)DBとは異なり、加入者負担相当分も課税対象となります。

(注11)「被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの」に限り、非課税枠(他の退職手当金等と合算した額が対象で、相続人の数に500万円を乗じた額〈相続税法12条〉)のある相続税の課税対象ですが、受給開始後の死亡の場合は非課税枠はありません。(「被相続人の死亡後3年超」の場合は、非課税枠がなく、受取人の一時所得として課税されます。)

(注12)いわゆる「退職」に起因しない場合に生じた一時金は一時所得として課税されます。

(注13)DBとは異なり、「退職」に起因しない場合であっても退職所得として扱われます。

## (1) 拠出時の税制

### ① 事業主が拠出する分

「DB」については、掛金の算出方法や負担方法をDBごとに規約に定めることが必要ですが、当該規約に定める掛金のうち、事業主が拠出する分については損金算入することが認められていて、その限度額は特段の定めはありません。

「企業型DC」についても、掛金の算出方法を企業型DCごとに規約に定めることが必要であり、事業主が拠出する分については「DB」と同様に損金算入することが認められているのですが、DC法施行令に拠出限度額が定められており、当該拠出限度額を超えて拠出することはできません。（〈図表4〉ご参照）

「iDeCo」については、基本的には「iDeCoの加入者」が掛金を全額拠出することとなるのですが、厚生年金適用事業所単位で労使合意することにより、「iDeCo+（イデコプラス）」という愛称の「中小事業主掛金制度」を導入することにより、「iDeCoの加入者」の掛金に上乗せする形で事業主が掛金を拠出することが可能となります。この「中小事業主掛金」についても、「DB」や「企業型DC」の事業主掛金と同様に損金算入することが認められています。この場合、「iDeCoの加入者が拠出する分」と「中小事業主掛金」を合算した額が、「iDeCoの拠出限度額」以内とすることが必要となります。

### ② 加入者が拠出する分

「DB」については、加入者が掛金を負担する制度とする場合はDBの規約に定めることが必要です。ただし、当該定めがあったとしても、加入者が掛金を負担するか否かは加入者本人の任意で決定することができます。規約に基づき加入者負担掛金を拠出する場合は、当該加入者負担分は、生命保険料控除の対象となります。

「企業型DC」についても、加入者が掛金を負担する制度とする場合は企業型DCの規約に定めることが必要です。当該定めのある「企業型DC」は、一般に「マッチング拠出制」を採用していると言われています。実際に企業型DCの加入者が「マッチング拠出」を行うか否かは「DB」と同様、各加入者の任意で決定することができます。企業型DCの加入者が拠出する加入者掛金は、小規模企業等掛金控除の対象となりますが、「事業主が拠出する分」と「加入者掛金」を合算した額が、「企業型DCの拠出限度額」以内とすることが必要となります。（〈図表4〉ご参照）

「iDeCo」についても、「企業型DC」と同様に、DC法施行令に定める拠出限度額を超えて拠出することはできません。

〈図表4〉企業型DCとiDeCoの拠出限度額(2025(令和7)年11月末日現在のもの)

企業型DC/iDeCo	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者(会社員等)				第2号被保険者 (公務員等)	第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)
		企業年金加入状況					
		非加入	企業型DCのみ	企業型DC/DB等	DB等のみ		
企業型DC			月 55,000 円	( * 1 )		( * 1 )	
iDeCo	月 68,000 円 ( * 2 )	月 23,000 円 ( * 3 )	月 20,000 円 ( * 4 )	月 20,000 円 ( * 5 )	月 20,000 円 ( * 6 )	月 20,000 円 ( * 7 )	月 23,000 円

- ( \* 1 ) 月あたり「55,000 円から DB 等に係る他制度掛金相当額を控除した額」
  - ( \* 2 ) 国民年金基金や付加年金に加入の場合は、国民年金基金への掛金や付加保険料との合算額
  - ( \* 3 ) 労使合意で「iDeCo+」(中小事業主掛金納付制度)導入済の場合は、中小事業主掛金との合算額
  - ( \* 4 ) 企業型DCの事業主掛金額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から事業主掛金額を控除した額」
  - ( \* 5 ) 企業型DCの事業主掛金額とDB等に係る他制度掛金相当額の合算額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から事業主掛金額とDB等に係る他制度掛金相当額の合算額を控除した額」
  - ( \* 6 ) DB等に係る他制度掛金相当額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円からDB等に係る他制度掛金相当額を控除した額」
  - ( \* 7 ) 法令上は、共済に係る他制度掛金相当額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から共済に係る他制度掛金相当額を控除した額」であるが、2024/12 時点の他制度掛金相当額は「35,000 円」以下(国家公務員共済と地方公務員共済は「8,000 円」、私学共済は「7,000 円」、石炭鉱業年金基金は「9,000 円」)であるため、iDeCoの拠出限度額は「月 20,000 円」。
- ただし、私学共済の加入者であって、事業主が企業型DCを実施している場合は、企業型DCの事業主掛金額と私学共済に係る他制度掛金相当額(2024/12/1 時点で「7,000 円」)の合算額が「35,000 円」超の場合は、「55,000 円から企業型DC事業主の掛金額と共済に係る他制度掛金相当額の合算額を控除した額」

現在（2025（令和7）年11月末時点）の企業型DCおよびiDeCoに係る拠出限度額は〈図表4〉の通りですが、前述の通り、この拠出限度額は、2026（令和8）年12月1日以降、変更されることとなっています。詳細については、本稿「2.」の「(ア)」にて再掲している企業年金ノート2025年4月号の【図表6】や、企業年金ノート2025年4月号の【図表7】および【図表8】としても紹介していますので、それも参考としてください。

## (2) 運用時の税制

### ① 運用収益に係る分

「DB」「企業型DC」「iDeCo」に共通して、資産運用によって生じた運用収益は、非課税です。

### ② 年金資産に係る分

「DB」「企業型DC」「iDeCo」に共通して、年金資産には「特別法人税」が課税されることとなっています。ただし、1999（平成11）年4月1日を施行日とする法改正により、「特別法人税」の課税は凍結されていて、以降、2～3年ごとにこの凍結期間が延長され、現在に至っています。DB法やDC法が施行される前から凍結されていますので、DBやDCに係る年金資産が現在まで課税されたことはありません。なお、現在の法令上の凍結期間は「2026（令和8）年3月31日まで」となっていて、この凍結期間が延長されるか否かについては、現時点では確定しておらず、今後の法令改正の動向を注視していく必要があります。

## (3) 給付時の税制

### ① 年金給付

#### (ア) 年金として給付される老齢給付金に係る税

「DB」については、加入者負担金を控除した分が「雑所得」として課税されます。課税の対象となる給付は「公的年金等控除」の対象ですが、「DBから年金として給付される老齢給付金」だけでなく、「公的年金等控除」の対象となる給付金の全てを合算した額（支給を受けることとなる年の分）から、法令で定める範囲分だけが「公的年金等控除」の対象となります。例えば、老齢基礎年金と老齢厚生年金を合算した額で「公的年金等控除」の枠を全て使い切っている場合は、「DBから年金として給付される老齢給付金」の全額が課税対象となります。

「企業型DC」や「iDeCo」から「年金として給付される老齢給付金」は、「DB」と同様に「公的年金等控除」の対象で「雑所得」として課税されますが、「DB」とは異なり、加入者負担分も合算した額が課税対象となります。

なお、「DB」「企業型DC」「iDeCo」に共通して、その支給時には一定の率を乗じた額が源泉徴収されることとなっており、年金受給者が確定申告することにより税額が確定し、源泉徴収されていた額が還付される（または追加納税する）こととなります。

#### (イ) 年金として給付される障害給付金に係る税

「DB」「企業型DC」「iDeCo」すべてに共通して、「年金として給付される障害給付金」は「非課税」です。

#### (ウ) 年金として給付される遺族給付金に係る税

「DB」から「年金として給付される遺族給付金」は原則として<sup>(※10)</sup>「相続税」として課税されます。この場合、他の相続財産と合算して、非課税枠<sup>(※11)</sup>の範囲内であれば課税されません。

(※10) 〈図表3〉の(注11)に記載の通り、「年金として給付される遺族給付金」が「相続税」の対象となるのは、「被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの」に限定されています。この条件を満たしていない遺族給付金については、非課税枠がなく、受取人の一時所得として課税されることとなります。

(※11) 〈図表3〉の(注11)に記載の通り、「非課税枠」は、「相続人の数に500万円を乗じた額」です。

なお、「企業型DC」や「iDeCo」からの遺族に支給される給付金は「死亡一時金」しかありませんので、「年金として給付される遺族給付金」という概念はありません。

## ② 一時金給付

### (ア) 一時金として給付される老齢給付金に係る税

「DB」については、加入者負担金を控除した分が「退職所得」として課税されます。課税の対象となる給付は「退職所得控除」の対象ですが、「DBから一時金として給付される老齢給付金」だけでなく、「退職所得控除」の対象となる退職一時金等の全てを合算した額から「退職所得控除」分を差し引いた額に課税されます。

なお、本稿「2」の(イ)として説明している通り、その支払を受ける前にも退職所得とみなされるものの支給を受けていた場合であって、その退職所得控除額の算定の基礎となる期間に重複があった場合、従前は「前年以前4年以内」に限り重複控除の対象とされていたのですが、当該前年以前に支給されたもののうち、「DCから一時金として給付される老齢給付金」に限り、この期間が「前年以前9年以内」を対象とするように改正されました(改正施行日は2025(令和7)年12月1日)。

「企業型DC」や「iDeCo」から「一時金として給付される老齢給付金」も、「DB」と同様に「退職所得控除」の対象で、「退職所得」として課税されますが、「DB」とは異なり、加入者負担分も合算した額が課税対象となります。また、上述の重複控除の対象となる期間は、従来より、「前年以前19年以内」と定められていて、今回は、この部分の法令改正は実施されません。

### (イ) 脱退一時金として給付される額に係る税

「DB」については、「一時金として給付される老齢給付金」と同様です。

「企業型DC」や「iDeCo」から支給される「脱退一時金」は、「DB」とは異なり、「一時所得」として課税されることとなっています。

### (ウ) 一時金として給付される障害給付金に係る税

「DB」「企業型DC」「iDeCo」すべてに共通して、「一時金として給付される障害給付金」については「年金として給付される障害給付金」と同様に、「非課税」です。

### (エ) 一時金として給付される遺族給付金(死亡一時金)に係る税

「DB」から「一時金として給付される遺族給付金」、および、「企業型DC」や「iDeCo」から「死亡一時金」として給付されるものは、「DBから年金として給付される遺族給付金」と同様に、「相続税」として課税されます。

## 4. おわりに

今回は、「令和7年度税制改正の大綱」で示されている税制改正により、DBやDCに関する税制の変更点について説明いたしました。個別の事情により取扱いの内容が変わる場合もあり、本稿の内容を弊社が保証するものではありません。また、税制は頻繁に変更されますので、税金の取扱いに関するご相談は、必ず税理士等の専門家にご確認のうえ、対応させていただきますようお願いいたします。

(りそな年金研究所 出口 衛)

企業年金ノート 2025(令和7)年12月号 No.692

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>